

Ⅱ 経営上の意思決定、執行および監督にかかる経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等にかかる事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11 名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	——（当社は上場会社ではないため、独立役員の指定は行っていないが、上場規程等に定める独立役員の要件を満たす人数は 6 名）

会社との関係（1）

氏名	属性	「社外取締役の独立性基準」の確認状況				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
秋田 正紀	他の会社の出身者	○	○	○	○	○
上村 達男	学者	○	○	○	○	○
堀切 功章	他の会社の出身者	○	○	○	○	○
佐々木 百合	学者	○	○	○	○	○
上田 輝久	他の会社の出身者	○	○	○	○	○
吉井 久美子	公認会計士・弁護士	○	○	○	○	○

・「○」は以下の基準を満たしていることを確認している。

- (1) 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2) 直近 3 会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の報酬を受領していないこと
- (3) 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または 3 親等以内の親族でないこと
- (4) 直近 3 会計年度以内に、当社年間収入保険料の 2% を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
- (5) その総収入もしくは経常収益の 2% を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

会社との関係（2）

氏名	所属委員会			独立役員 (注)	重要な兼職の状況	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
秋田 正紀	—	○	○	○	株式会社松屋 取締役会長兼取締役会議長	企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有している。 2017 年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、選任している。

上村 達男	—	○	○	○	松竹株式会社 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外取締役	法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有している。 2020 年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、選任している。
堀切 功章	○	—	—	○	キッコーマン株式会社 代表取締役会長 長瀬産業株式会社 社外取締役	企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有している。 2021 年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、選任している。
佐々木 百合	○	—	○	○	明治学院大学経済学部教授 三菱 HC キャピタル株式会社 社外取締役	国際金融の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有している。 2022 年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、選任している。
上田 輝久	○	—	—	○	株式会社島津製作所 代表取締役 会長	企業経営者として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有している。 2023 年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から、執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、選任している。
吉井 久美子	—	○	○	○	弁護士・公認会計士 T M I 総合法律事務所 パートナー 株式会社カウシェ 社外監査役	財務・会計および法律の専門家として、当社経営の重要事項の決定および取締役・執行役の職務の執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有している。 2023 年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化が期待されるため、選任している。

(注) 当社は上場会社でないため独立役員の指定を行っていないが、上場規程等の定める独立役員の要件を満たすものについて記載

【各種委員会】

各委員会の委員構成および議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	5	2	2	3	社外取締役
報酬委員会	5	2	2	3	社外取締役
監査委員会	6	2	2	4	社外取締役

【執行役関係】 更新

執行役の人数

17 名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無	取締役との兼任の有無		使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
永島 英器	あり	あり	○	○	なし
中村 篤志	あり	あり	×	×	なし
中谷 新司	あり	なし	×	×	なし
上田 泰史	なし	なし	×	×	なし
住吉 敏幸	なし	なし	×	×	なし
福井 賢二	なし	なし	×	×	なし
牧野 伸二	なし	なし	×	×	なし
青戸 伸之	なし	なし	×	×	なし
浅野 芳一	なし	なし	×	×	なし
新宅 大作	なし	なし	×	×	なし
中村 暢敬	なし	なし	×	×	なし
植田 剛生	なし	なし	×	×	なし
大崎 能正	なし	なし	×	×	なし
新井 健一	なし	なし	×	×	なし
金山 毅	なし	なし	×	×	なし
永田 康弘	なし	なし	×	×	なし
渡辺 俊哉	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の有無

あり

当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の直属の組織として監査部を設置し、監査が実効的に行なわれるために必要な知識能力を備えた使用人を配置しています。また、監査部は執行側から独立しており、監査部の使用人の人事評価、人事異動、懲戒処分については、監査委員会の同意決議を要することとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施内容、監査結果および会計監査人の職務の遂行に関する事項などについて、定期的に報告を受領し、意見交換を実施するなど、会計監査人と緊密な連携を保っています。監査委員会は、監査委員会に直属する監査部に対し、内部監査や調査等を命じ、また、監査部からその結果の報告を受ける体制を確保するとともに、監査部主催会議への出席、内部監査への立会い等を実施しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

———（当社は上場会社ではないため、独立役員の指定は行なっていないが、上場規程等に定める独立役員の要件を満たす人数は6名）

その他独立役員に関する事項

■社外取締役の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、当社の社外取締役について、当社が独立性を判断するための基準を次のとおり定めています。

社外取締役の独立性を確保するため、指名委員会は、社外取締役候補者の選考にあたり、特に以下の事項を確認しています。

1. 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
2. 直近 3 会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の報酬を受領していないこと
3. 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または 3 親等以内の親族でないこと
4. 直近 3 会計年度以内に、当社年間収入保険料の 2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役員等でないこと
5. その総収入もしくは経常収益の 2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役員等でないこと